

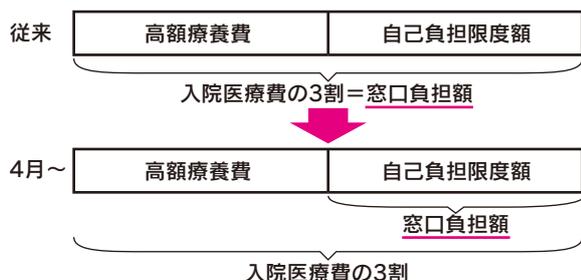
国民健康保険

4月から、70歳未満入院患者の窓口負担が自己負担限度額までとなります



平成19年4月から、70歳未満の人が入院した際の医療機関での窓口負担が、「限度額適用認定証」を提示することにより、高額療養費の自己負担限度額までとなります。

従来は、医療機関からの請求額(通常医療費の3割)をいったん支払った上で、自己負担限度額を超えた分が、高額療養費として3カ月後に還付される制度でした。この一時的な負担が無くなり、最初から高額療養費を除いた分を負担すればよいこととなります(下表参照)。



自己負担限度額は、前年の収入を基に、上位所得者世帯、一般世帯、および住民税非課税世帯の3段階に区分されており、区分については、市ホームページや国保ポケットブック(パンフレット)などに掲載しています。

これから入院しようとする人で、国民健康保険税の滞納がない人が、限度額適用認定証の交付対象となります。交付を受けたい人は、印鑑と保険証を持参して、保険年金課または各支所住民課で申請してください。なお、所得の申告が済んでいない人は、事前に申告する必要があります。

住民税非課税世帯であることを要件に交付されていた「標準負担額減額認定証」については、同じく上記要件を満たす人のみ、新たに「限度額適用・標準負担額減額認定証」に切り替わることとなります。対象者には手紙でお知らせする予定です。

国民年金の特例制度

「追納」をお勧めします！

保険料免除、若年者納付猶予、学生納付特例が承認された期間は、保険料を納めた場合よりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなってしまいます。そこで、生活にゆとりができたときは、当時の保険料を10年前までさかのぼって納めることができる「追納」をお勧めします。追納することにより、保険料を納付した場合と同じ年金額で老齢基礎年金を受け取ることができます。ただし、3年目以降の分を追納するときは、当時の保険料に加算額が付きます。「追納」を希望する人は、佐原社会保険事務所(☎0478-55-1661)までご連絡ください。

平成19年3月末日までに追納する場合の1カ月分の保険料額

全額免除・学生納付特例

年度	追納額の内訳		追納額
	保険料	加算額	
平成 8 年度	12,300 円	4,180 円	16,480 円
平成 9 年度	12,800 円	3,460 円	16,260 円
平成 10 年度	13,300 円	2,710 円	16,010 円
平成 11 年度	13,300 円	2,100 円	15,400 円
平成 12 年度	13,300 円	1,500 円	14,800 円
平成 13 年度	13,300 円	930 円	14,230 円
平成 14 年度	13,300 円	390 円	13,690 円
平成 15 年度	13,300 円	190 円	13,490 円
平成 16 年度	13,300 円	0 円	13,300 円
平成 17 年度	13,580 円	0 円	13,580 円

半額免除

年度	追納額の内訳		追納額
	保険料	加算額	
平成 14 年度	6,650 円	190 円	6,840 円
平成 15 年度	6,650 円	90 円	6,740 円
平成 16 年度	6,650 円	0 円	6,650 円
平成 17 年度	6,790 円	0 円	6,790 円

※半額免除制度は平成 14 年度開始。

注)追納は、古い年月の分から順に納めることになっています。加算額・追納額は平成19年度に改定される予定です。